

第3回検討会においては、これまでに検討されてきた意見を「地区復興まちづくり計画（素案イメージ）」として整理しています。ただし、複数の考え方がある個所や関係機関との協議などにより再度検討すべき事項などを以下に整理しています。

これまでの検討会で津波シミュレーションの情報を発信してきましたが、県から復興まちづくりを検討する前提となる津波シミュレーションの条件が示されました。

- ・ 県が決定した防潮堤が整備されている
- ・ 東日本大震災が発生した当時の潮位、および津波高（満潮時の潮位）
- ・ 東日本大震災による地盤が沈下した状態での地盤高とし、更なる地盤沈下は考慮しない。（更なる地盤沈下も考慮）

●復興まちづくりの前提条件を踏まえた津波シミュレーション



2. 県道の嵩上げに関して

「海が見える（津波が認識できる）ように県道の嵩上げ」など二線堤機能を有するように県道の嵩上げに関する意見があがっていました。この件に関して津波シミュレーションを実施し、県と協議を進めていますが、次の理由より安全性を考慮し**素案イメージから割愛**しました。

- ・津波シミュレーションによると、県道を嵩上げすることにより、防潮堤機能の効果があると言えます。しかし、防潮堤との間隔がなく、防潮堤を越流する津波の勢いが強いことが想定され、嵩上げしても破壊される危険性があると考えられます。
- ・また、もし県道を嵩上げできたとすると、その背後は安全となり、災害危険区域がなくなるため、高台への住宅移転や市道嵩上げに関する補助事業が適用できなくなります。

※参考：国道や JR との協議内容

- ・国道＝災害時も寸断されないように三陸自動車道を整備する。よって、国道 45 号を積極的に嵩上げすることは考えていない。ただし、まちづくりとともに嵩上げを実施することは検討できる。
- ・J R＝まちづくりとともに嵩上げを実施することは検討できる。費用分担が課題である。

3. 防潮堤付近の市道の嵩上げに関して

防潮堤や二線堤兼用道路が整備されたとしても、津波が越流した際には勢いが強いと考えられるため、防潮堤付近は非可住地とすることが考えられます。

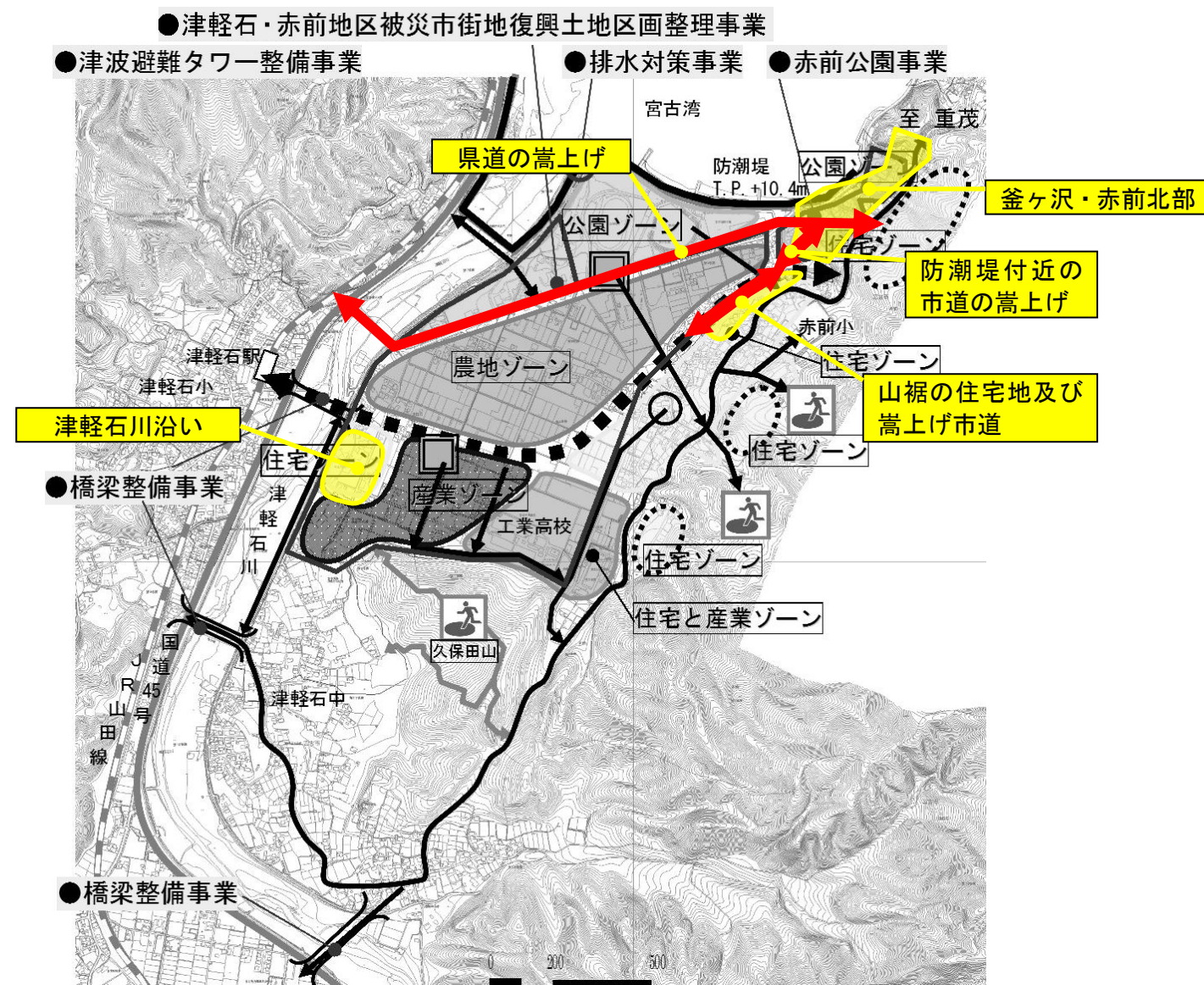
したがって、嵩上げする市道は防潮堤付近まで伸ばすのではなく、赤前小学校付近で山側の避難道路に接続するようにすることを考えました。

4. 釜ヶ沢、赤前北部の土地利用に関して

防潮堤や二線堤兼用道路が整備されたとしても、津波が越流した際には勢いが強いと考えられるため、素案イメージでは「公園ゾーン」としました。防災集団移転促進事業により背後の高台住宅地への移転を想定しています。

5. 津軽石川沿いの土地利用に関して

津軽石川沿線（栄通り）の土地利用については、現在も住宅地として利用されていることと、嵩上げ市道により予想浸水深が浅くなることから、産業ゾーンではなく、「住宅ゾーン」としています。



6. 山裾の住宅地及び嵩上げ市道に関して

第 2 回検討会では、今回の津波により被災した住宅の再建に関して、
(ア)嵩上げる市道の山側を嵩上げる
(イ)市道を嵩上げるのでその山側の宅地は現況のまま再建する
との考え方の 2 つが出されました。

(ア)について
既存の市道の位置に道路を嵩上げ整備し、その背後を嵩上げて住宅再建を進めることとなります。この場合、従前より住み慣れている場所で再建ができるという利点がある一方で、嵩上げた道路に面するといっても防潮堤のすぐ近くであることと、嵩上げに関する事業手法が土地区画整理事業となるため皆様が行う住宅建設費等に対する利子補給が受けられないこと、嵩上げに伴う地盤の安定に時間が必要であるという課題も残ります。

(イ)について
二線堤機能を有する T.P.+7 m 程度の位置で市道を整備することとし、その海側の住宅は背後の高台等へ移転することとなり、住み慣れた場所から環境が変わることになります。移転する事業手法は防災集団移転促進事業となり、移転先の面積は平均 100 坪が上限となりますが、住宅建設費等に対する利子補給が受けられるようになります。
また、高台ではない場所（二線堤兼用道路の背後、例えば工業高校周辺）への移転の場合は大規模な造成が必要ないため、比較的早期に住宅再建が可能であると考えます。

以上により、素案イメージでは「嵩上げる市道の山側は現況のまま住宅再建」を想定しました。
(参考) 津軽石地区では『高台住宅地は工事期間が長期に渡ることが想定される。また、今後高齢化するため、津軽石駅周辺などに住宅を集約するほうが良い』との意見で、既存市街地への移転が選択されました。



●事業スケジュール

	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
被災市街地復興土地区画整理事業により嵩上げ住宅地へ移転	調査・検討・協議	事業着手（二線堤兼用道路整備含む）			住宅建設		
防災集団移転促進事業により高台へ移転	調査・検討・協議	事業着手（高台造成を含む）			住宅建設		
		※埋蔵文化財調査が発生します					
防災集団移転促進事業により二線堤背後の平地へ移転	調査・検討・協議	事業着手	住宅建設				

※住宅建設は各権利者が実施するものです。
※事業スケジュールについては、現時点の想定であり、今後の地権者や関係機関との協議によって変更することがあります。

●事業手法の特徴

	従前地（被災地）	移転先	住宅建設等
防災集団移転促進事業	・時価で売却（全員の合意が必要）	・時価で買収、または、市から借地 ・平均面積は上限 100 坪	・権利者が実施 ・建設費等に対する利子補給あり
被災市街地復興土地区画整理事業	・従前地と移転地を交換（費用負担はない） ・道路環境や宅地形状等により利用価値の上昇）に対する減歩（面積減少）あり		・権利者が実施 ・建設費等に対する支援なし

